

令和7年度 社会福祉法人足跡の会 事業計画書

社会福祉法人足跡の会

社会福祉事業

1 保育園の運営

ア 綾瀬ゆめっこ保育園の運営

(1) 所在地 神奈川県綾瀬市大上4丁目2番25号

(2) 定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合 計
8人 (9人)	10人 (12人)	12人 (14名)	14人 (14人)	28人 (28人)	72人(人) (77名)

一時預かり事業 500名

延長保育 350名

(3) 職員28名

園長1名 主任保育士1名 副主任保育士2名 事務長1名

保育士18名 栄養士1名 調理員3名

② 保育目標

- ゆとりある保育を目指します
- 保護者との連携保育を目指します
- 食育から関わる健康を目指します
- 開かれた保育を目指します
- 地域社会資源との連携保育を目指します

(1) 保育時間

通常保育：午前7時00分～午後6時00分

延長保育：午後6時00分～午後7時00分（土曜日は延長なし）

(2) 保育の内容

保育基本理念

心の成長を創造し、子どもを一人ひとりの個性に合わせた『養護』を前提に『生きる力』を培い、未知の可能性を導き、『命の大切さ』を学びます。又全ての誰かが地域社会と共に生きる共生社会の実現、自己実現に挑戦できる人間を創ります

③ 保育方針

「子どもの自主性を尊重して、それぞれの興味関心や発達を見守る自由保育型」と「保育士が、主体である子ども達の成長を促し主導していく一斉保育型」を子どもたちの情緒の安定を最優先に、今瞬間の最善の利益に応じて取り入れ『ゆとりのある保育』を目指します。特に、日本独自の四季折々の豊かな自然に触れた遊びを通して、自然の美しさを感じる豊かな感性を磨き、思いやりのある優しい心を育てて、人との関わりや何にでも挑戦する心を育み、協力する大切さを学び生きる力を身に付け、自己を表現しようとする意欲や協調性、社会性を育てて行きます。あそびを取り入れる事は五感を刺激し豊かな感性を育てます。家庭・地域社会と連携し様々な人との触れ合うことで、人との関わりの温かさや優しさを感じ、相手思いやる心を育てます。又園長の行う幼児体育を定期的に行うことで、心身ともにたくましい身体作り、挑戦する意欲を持たせます。幼児担任は主任保育と打ち合わせの上、年齢に合わせた教材を用いてワークなどをおこなっていくことで、小学校入学までに、授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施し、ひらがなの読み書き、簡単な足し算、引き算、時計などをマスターできるように指導しています。勿論小学校との接続を見通した教育課程を編成し、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定の実現のもとに、未知の可能性を導き出し一人ひとりの個性あふれた、その子だからこそ『生きる力』を身につけます。

④ 年間行事（予定）

4月	入園・進級式
5月	乳児懇談会、内科検診
6月	ありがとうの日、幼児懇談会、歯科検診
7月	七夕会、プール開き
8月	夏祭り
9月	引き渡し訓練
10月	運動会
11月	幼児歩き遠足、消防署見学（まんた）、内科健診
12月	お餅つき会、クリスマス会、発表会、大掃除
1月	初詣、（まんた）
2月	豆まき会、小学校交流（まんた）
3月	お別れ会、卒園式、思い出遠足（いるか・くじら・まんた）
毎月1回	お誕生会・避難訓練
年1回	保育参加（子どもの誕生月）

イ 座間ゆめっこ保育園の運営

(1) 所在地 神奈川県座間市入谷西4丁目2番25号

(2) 定 員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合 計
8人 (9人)	9人 (12人)	10人 (12名)	11人 (13人)	22人 (26人)	60人(人) (72名)

一時預かり事業 300名

延長保育 350名

(3) 職員 28名

園長1名 主任保育士1名 副主任保育士2名 事務長1名 保育士19名
栄養士1名 調理員3名

② 保育目標

- ゆとりある保育を目指します
- 保護者との連携保育を目指します
- 食育から関わる健康を目指します
- 開かれた保育を目指します
- 地域社会資源との連携保育を目指します

(1) 保育時間

通常保育：午前7時00分～午後6時00分

延長保育：午後6時00分～午後7時00分（土曜日は延長なし）

(2) 保育の内容

保育基本理念

心の成長を創造し、子どもを一人ひとりの個性に合わせた『養護』を前提に『生きる力』を培い、未知の可能性を導き、『命の大切さ』を学びます。又全ての誰かが地域社会と共に生きる共生社会の実現、自己実現に挑戦できる人間を創ります

③ 保育方針

「子どもの自主性を尊重して、それぞれの興味関心や発達を見守る自由保育型」と「保育士が、主体である子ども達の成長を促し主導していく一斉保育型」を子どもたちの情緒の安定を最優先に、今瞬間の最善の利益に応じて取り入れ『ゆとりのある保育』を目

指します。特に、日本独自の四季折々の豊かな自然に触れた遊びを通して、自然の美しさを感じる豊かな感性を磨き、思いやりのある優しい心を育てて、人との関わりや何にでも挑戦する心を育み、協力する大切さを学び生きる力を身に付け、自己を表現しようとする意欲や協調性、社会性を育てて行きます。あそびを取り入れる事は五感を刺激し豊かな感性を育てます。家庭・地域社会と連携し様々な人との触れ合うことで、人との関わりの温かさや優しさを感じ、相手を思いやる心を育てます。又幼児体育を定期的に行うことで、心身ともにたくましい身体作り、挑戦する意欲を持たせます。幼児担任は主任保育と打ち合わせの上、年齢に合わせた教材を用いてワークなどをおこなっていくことで、小学校入学までに、授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施し、ひらがなの読み書き、簡単な足し算、引き算、時計などをマスターできるように指導しています。勿論小学校との接続を見通した教育課程を編成し、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定の実現のもとに、未知の可能性を導き出し一人ひとりの個性あふれた、その子だからこそ『生きる力』を身につけます。

④ 年間行事（予定）

4月	入園
5月	乳児懇談会、内科検診
6月	ありがとうの日、保育参加、幼児懇談会、歯科検診
7月	七夕会、プール開き
8月	夏祭り、引き渡し訓練
9月	幼児組遠足
10月	小学校・綾瀬交流会（まんた）
11月	保育参加、消防署見学（くじら・まんた）、内科健診
12月	お餅つき会、クリスマス会、大掃除
1月	初詣、（くじら・まんた）
2月	豆まき会、発表会
3月	お別れ会、卒園式、思い出遠足（らっこ・いるか・くじら・まんた）
毎月1回	お誕生会・避難訓練

2、食育の環計画

目的

「食育」とは、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みですから、子供はもちろん、大人になってからも「食育」は重要です。健康的な食のあり方を考えるとともに、だれかと一緒に食事や料理をしたり、食べ物の収穫を体験したり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食育を通じた「食育の環(わ)」を広げていきます。

1. なぜ「食育」が大事なの？

食をめぐる課題の解決に、「食べる力」＝「生きる力」を育むことが重要

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎と位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものです。こうした「食育」がいま重要とされる背景には、近年、食に関連した様々な課題が浮上していることがあります。

例えば、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や、それらが原因と考えられる生活習慣病の増加がみられます。また好き嫌が多く、栄養のバランスが悪く発達に影響が出てきています。近年は、子どもに対する食事を与えない。虐待やネグレクトにより、成長発達に影響も見られ死にたたる事も見受けられ、健康面での問題も指摘されているところです。

また、食の安全や信頼にかかわる問題や、外国からの食料輸入に依存する問題など、食を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中で、食に関する知識を身に付け、健康的な食生活を実践することにより、心と身体を健康を維持し、生き生きと暮らすために、食育を通じて、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むことが重要になっているのです。

2. 健全な食生活を実践するには？

「朝ごはん」から始める規則正しい食生活

食生活と健康は深く関係しています。朝ごはんを食べないと、1回の食事の量が増えて食べ過ぎることがあり、肥満や生活習慣病の発症につながることがあります。栄養バランスのとれた、規則正しい食生活をするために、次のようなことから実践してみましょう。

(1) 朝ごはんをきちんと食べる

「朝は忙しくて、朝ごはんの支度をしたり食べたりする時間がない」「朝ごはんより寝たい」「朝ごはんくらい抜いたって大丈夫」と考える人がいるかもしれません。しかし、朝

ごはんは 1 日のパワーの源であり、朝ごはんを食べると、寝ている間に低下した体温を上昇させ、からだは 1 日の活動の準備を整えます。また、毎日朝食を食べる子供ほど、学力調査の平均正答率や体力テストの合計点が高い傾向にあるという調査結果も報告されています。1 日の食事を規則的にとり、生活リズムを作っていくことが、健康的な生活習慣にもつながります。朝ごはん、生き生きとした 1 日のスタートを切りましょう。

(2) 栄養バランスを考える

食事を作ったり、選んだりするときに、主食、主菜、副菜を組み合わせ、栄養バランスのとれた食事を意識しましょう。栄養バランスのよい食習慣の人は、そうでない人と比較して死亡のリスクが低くなることが報告されています。

- ・主食：ごはん、パン、めんなどの穀類を主な材料にした料理。炭水化物を多く含み、エネルギーの元になる。
- ・主菜：魚、肉、たまご、大豆を主な材料にした料理。たんぱく質や脂質を多く含む。
- ・副菜：野菜、いも、海藻などを主な材料にした料理。いろいろなビタミン、鉄、カルシウム、食物繊維などを多く含む。

「主食」、「主菜」、「副菜」を組み合わせた食事の参考になるものとして、1 日に何をどれだけ食べればよいかの目安を示した、「食事バランスガイド」があります。これは、「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の 5 つの料理区分に分け、それぞれの料理区分の 1 日分の適量と料理例をイラストで分かりやすく示したものです。上手に活用して、栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。

また、「日本型食生活」は、ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れています。ライフスタイルに応じて、日本型食生活を積極的に取り入れましょう。

3. 食べることの「楽しみ」って？

だれかと一緒に食事をつくったり食べたりすると、おいしさも楽しさもアップします。何人かで食卓を囲む食事の場は、コミュニケーションの場でもあります。

しかし、最近は、核家族化やライフスタイルの多様化などによって、家族みんなが集まって食事をする機会が減ってきているといわれています。また、若者からお年寄りまで、一人暮らしの人も多くなっています。一人だと食事の支度が面倒で料理をしなくなったり、食欲が出なかったりする人も少なくありません。

一人で食べることが多い人は、家族や仲間と、会話を楽しみながら、ゆっくり食事をする機会を増やしていきましょう。みんなで一緒に食卓を囲んで、共に食べることを「共食（きょうしょく）」と言います。

共食には、一緒に食べるだけでなく、「何を作ろうか」と話し合っ一緒に料理を作ったり、食事の後に「おいしかったね」と語り合ったりすることも含まれます。

保育園に通う家庭では、家族みんなで一緒に食卓を囲むことによって、子供たちが食事の楽しさを実感することができます。また、箸の正しい持ち方や 食事のマナー、「いただきます」「ごちそうさま」といった食事のあいさつ、栄養のバランスを考えて食べる習慣や食べ物を大事にする気持ち、郷土料理や季節の料理といった食の文化などを、親や祖父母から子供に伝える良い機会にもなります。

一人親の人は、友達や仲間を誘って、誰かの家でホームパーティーをしたり。地域の食事会や食のイベントなどが開催されている場合もあるので、積極的に参加して皆で一緒に食べる楽しさを味わっている事でしょう。例えば、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子供食堂等が広まっており、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する取組も増えています。

4. 私たちの食べ物はどこから？

農林漁業の生産現場から残した食べ物の行方まで

毎日口にする食べ物が私たちのところに届くまでには、生産・加工・流通など様々な過程があり、それらはたくさんの人の手によって支えられています。食べ物を取り巻く様々なことについて、知識や理解を深めたり、体験したりして、食べ物大切さを考えてみましょう。

(1) 農林漁業、食品工場、市場などの現場に触れる

農林漁業や食品工場、市場などを見学したり体験したりすることは、食生活が多くの人手によって支えられていることを考えるきっかけになる取組としてはじめていきます。

当法人のプログラムにより、農業体験活動の一環で、体験農園など行います。

今後、工場で、原料が加工されて製品になるまでの過程を見たり、安心しておいしく食べてもらうための工夫を知ることができたらよいですね。

(2) 食料自給率について考えてみる

園内で消費する食料のうち、どのくらいが園内で生産されているかの割合を「食料自給率」といいます。食料自給率が高くなるにつれ、私たちの生活にはどのような影響も大きく変わります。平時の食材の使い方だけではなく、災害時にも物資が届くまでの間、私たちや子ども命を守れるのか、そんな一面も、食料自給率を向上させる事で現実的に考えられると思います。私たちができることは何かを考えてみましょう。

(3) 食品ロスについて考えてみる

世界中で約 8 億人が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方で、日本では、年間 643 万トンと推計（平成 28 年度）される「食品ロス」が排出されています。食品ロスは、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、食べられるのに捨てられている食料です。食品ロスを減らすために、私たちはどのようなことを心がけたらよいのか、考えてみましょう。

(4) 残食等の活用

保育園から排出されるごみの中で、最も多いのが燃やすごみです。生ごみの中には、食べ残しや過剰調理による手付かずの料理といった「食品ロス」も含まれ、燃やすごみ全体の割合を大きく占めています。

食品ロスや水分を多く含んだ生ごみは、食材を無駄なく使いきる「使いきり」・料理を残さず食べる「食べきり」・生ごみの水気をきる「水きり」の「3 きり運動」に取り組む事が大切です。

私たちは保育園から排出される生ごみの減量化及び資源化の推進を目的とし、排出される生ごみを土の中のバクテリアを利用し、生ごみを消滅させる自家処理をし、肥料に変換させ食物連鎖（食育の環）に繋げてまいります。

勿論、海洋汚染が今、世界規模で大きな社会問題となっています。2018 年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題から、SDGs 推進に取り組むため、「かながわプラごみゼロ宣言」にも賛同しプラスチック問題にも取り組みます。



2 生計困難者に対して助葬を行う事業

本会は、第一種社会福祉事業「生計困難者に対して助葬を行う事業」を実施いたします。令和6年度は、主たる事務所のある座間は継続的に行い、エンディングサポート海老名事業所でも、海老名市国分南3丁目3番14-1号でも行う。

この事業は、社会福祉法人として生計困難者はもとより、行旅死亡人、身元不明人等、ご遺体の取扱いや手続きが困難な場合、その他生前の縁者や関係者によって葬送が行われない複雑なケースについて、遺族に成り代わり葬送を行う事を助葬事業といたします。主に生活保護者を対象にいたしますが、ホームレスなどで生活保護などの支援を受けていなかった死者であったとしても、各自治体福祉事務所と相談の上、助葬・葬祭事業の経営を実施します。また、利用者本人が第三者（個人、法人を含む。）に対し、近い将来を鑑みて亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等について代理権を当法人に付与する死後事務を委任する契約、死後事務委任契約を実施してまいります。

①利用者見込み数 100件

②職員定数 5名

③職員名簿

職 名	氏 名	前 歴
理事長	溝渕 信一	施設長
理 事	木村 大輔	
	関口 良平	
	三橋 幹	
	溝口正勝	

3 生計困難者に対する相談支援事業

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施いたします。令和6年度から、主たる事務所のある座間は継続的に行い、海老名事業所でも行う。この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の支援を必要とする人に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、支援を必要とする人の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。総合相談・支援事業を実施するために、普及活動の一環として、講演活動を行い、法人の地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者を配置し、地域で生活課題を抱える人の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努めます。併せて法人後見人として、判断能力の不十分な方の身上監護等や財産管理を行い、司法分野等との連携により権利を擁護することで、被後見人等が安心して生活できるよう様々な手段で支援します。また、就学児の生計困難者に対する就学に対する、生計困難者に対する学習相談支援事業を行います。そして、就学支援に関する保育士育成等のために実習生の受け入れ行う

保育士等就学相談支援事業を行います

- ① 利用者見込み数 100件
- ② 職員定数 4名助葬を行う事業に同じ

公益事業

4 古霊廟の運営

本会は、公益を目的とする事業として社会福祉法第26条の規定により「合祀墓地の運営」を実施いたします。この事業は社会福祉法人として神奈川県又各市町村から生計困難者に対して助葬を行う事業を受託したのち、引取り手の無い遺骨や、行政がやむなく保管している遺骨を合祀墓地に埋葬する事業です。これら遺骨のほとんどは、諸般の事情により、ご家族の引取り拒否、身元不明、経済的理由によるものであります。こういった状況は、増加傾向にあり、今後、経験のしたことがない状況になると考えています。そのため、令和元年には座間古霊廟の墓地経営許可の認可を取得し、古霊廟の建立がなされました。しかしながら、共に家族同様に生活してきた、愛犬・愛猫等が先立たれ、骨を埋葬できず自宅に安置しているケースが多く、この埋葬に困っているケースが多く出てきました。私たちは、墓地の拡張計画を実現した事で、ペット専用墳墓を建立し、4月より縁の杜に埋葬を行う事で更なる公益な取組開始いたします。

5. 地域社会の健全な発展を目的とする事業

この事業は特定非営利活動法人足跡の会から事業移管されるもので、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨としなければならない法人であります。営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを供給すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施をしなければなりません。本法人は、率先して、事業移管を受け止め、地域社会の健全な発展を目的としてより一層の、地域における公益的な取り組みを求めてまいります。現代社会は貧困問題による経済格差が生じていて、経験不足な子供たちが多く増える中で、私たちの事業を通じて、大きなきっかけになることを心から願うものであります。また社会福祉協議会とも協力し、共催又は後援してくともかんがえていく事が必要不可欠と言えるでしょう。

事業内容

① 青少年育成に関する支援事業

ア 内 容：福祉まつりふわふわスポーツランド
日 時：令和7年9月16日

場 所：座間市福祉祭り会場
対 象 者：座間市近隣市町村未就学児小学生 5 0 0 名

イ 内 容：アミューズメントパークふわふわスポーツランドの出店
日 時：令和 7 年 1 0 月 5 日・1 1 月 1 7 日
場 所：ひまわりフェスタ会場・座間ふるさと祭り会場
対 象 者：座間市近隣市町村未就学児小学生 1 5 0 0 名

ウ 内 容：保育フェスティバルの参加
場 所：座間ゆめっこ保育園
対 象 者：0 歳児～5 歳児 その保護者

② 座間市が主催するひまわり祭りへの参加

ア 内 容：飲食販売 冷凍パイ
日 時：令和 7 年 8 月 1 0 日～1 3 日
場 所：座間市ふるさと祭り会場
対 象 者：不特定多数

6. 住宅確保要配慮者居住支援事業

この事業は、法人が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 0 条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けており、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助する事業である。この事業を行う事で、増加している住宅確保要配慮者（主に身寄りが居ない者）に対して当法人が行う様々な支援（葬祭支援・引き取り手のいない遺骨の埋葬支援・他）を早い段階から行い解決する事が出来ると期待できる。

○人員体制について

①住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助

- ・住まい探しに係る相談窓口の開設
- ・不動産店への同行による入居支援。
- ・役所等で住宅確保要配慮者にチラシ配布による情報提供。
- ・相談者と不動産店のマッチング。

運営体制：相談員 3 名（助葬事業兼務）

相談窓口 046-252-0777 開設日時：月曜から金曜 時間 10 時～17 時まで

○運営について（勤務体制（勤務日・勤務時間など）、業務区域等）

1. 勤務体制

理事 木村大輔（兼務）（月曜から金曜 10 時～17 時まで）助葬事業兼務

職員 関口良平（兼務）（月曜から金曜 10 時～17 時まで）助葬事業兼務

職員 石橋寛子（兼務）（月曜から金曜 10 時～17 時まで）助葬事業兼務

2. 業務地域 座間市

3. 対象とする住宅確保要配慮の範囲 低額所得者・高齢者・生活困窮者

○支援業務について

①住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助

- ・営業時間内において、電話、来店による住まい探しに係る相談。
- ・不動産店への同行による入居支援。
- ・役所等で住宅確保要配慮者にチラシ配布による情報提供。
- ・相談者と不動産店のマッチング。

②家賃債務保証業者業務について、国の任意の登録を受けた家賃債務保証業者であるナップ賃貸保証株式会社と連携を図る方向にて調整している。

③座間市居住支援協議会の会員として、情報収集を行うとともに、住宅確保要配慮者の居住支援について、協議会会員と連携し行っていく。

④入居の際や入居中の住宅確保要配慮者に対して、家主や管理会社の不安材料となる孤独死やその後の遺品整理や遺骨問題などをクリアする為の相談や原状回復、片付け等を含む、死後の事務委任契約を行う。

※賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助については、見守りセンサーの導入等を検討し、将来的に見守り支援を実施していく予定

○支援業務以外の業務について

①生計困難者・生活困窮者・低所得者（非課税世帯等）に対し低価格の葬祭の実施や納骨に関するアドバイスを行う事業。

②合祀墓の経営を行い生計困難者・生活困窮者・低所得者（非課税世帯等）に対し無料もしくは低価格にて埋葬を行う事業。

③座間市就労準備支援事業の協力事業者として実習協力を行う事業

④生計困難者・生活困窮者・低額所得者（非課税世帯等）に対し死後事務委任契約に伴った定期的な見守りを行う事業。

※住宅確保要配慮者が入居できる建物の検討整備（社会福祉事業）を行う予定